



忘れず申告を済ませましょう！

所得税・村県民税の申告相談



令和2年1月1日現在、村に住民登録している方が対象で、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの所得を申告していただきます。

各行政区の申告相談日程は下表のとおりですので、できるだけ指定された日においでください。

相談会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくことが予想されますので、時間に余裕をもっておいでください。

また、例年期限間際になりますと待ち時間が大変長くなりますので、お早めの申告をお願いします。

※青色申告の方の受付は行いません。また、株式等の譲渡所得のある方は、相談に時間を要しますので直接税務署での申告をお願いします。

令和元年分 所得税・村県民税の申告相談日程 会場：平林会館2階視聴覚室

| 受付日時 | | 対象行政区・対象者 | |
|--------|-------------|--|---------------|
| 2月 | 14日(金) | 午前9時～11時 午後1時～4時 | 大瓜上・大瓜下・松原 |
| | 17日(月) | | 衡中・衡中東・衡中北・衡下 |
| | 18日(火) | | 衡上・蕨崎・衡東・ときわ台 |
| | 19日(水) | | 駒場・大森・奥田 |
| | 20日(木) | | 指定日に申告できない方 |
| | 21日(金) | | 大瓜上・大瓜下・松原 |
| | 23日(日) | 午前8時30分～11時 午後1時～3時 (日曜開設) | 指定日に申告できない方 |
| | 25日(火) | 午前9時～11時 午後1時～4時 | 衡中・衡中東・衡中北・衡下 |
| | 26日(水) | | 衡上・蕨崎・衡東・ときわ台 |
| | 27日(木) | | 駒場・大森・奥田 |
| 28日(金) | 指定日に申告できない方 | | |
| 3月 | 1日(日) | 午前8時30分～11時 午後1時～3時 (日曜開設) | 指定日に申告できない方 |
| | 2日(月) | 相談受付は行っておりません | |
| | 3日(火) | 午前9時～11時 午後1時～4時 | 大瓜上・大瓜下・松原 |
| | 4日(水) | | 衡中・衡中東・衡中北・衡下 |
| | 5日(木) | | 衡上・蕨崎・衡東・ときわ台 |
| | 6日(金) | 午前9時～11時 午後1時～4時 午後6時～7時 (夜間開設) | 指定日に申告できない方 |
| | 9日(月) | 午前9時～11時 午後1時～4時 | 駒場・大森・奥田 |
| | 10日(火) | | 指定日に申告できない方 |
| | 11日(水) | | |
| | 12日(木) | | |
| 13日(金) | | | |
| 16日(月) | | | |

★申告に必要な書類等

- ①税務署から送付された『お知らせがき』（申告書は、相談会場に用意してあります。）
- ②マイナンバーカード、又は個人番号通知カードと運転免許証、健康保険証等の本人確認書類
- ③給与、年金等の源泉徴収票、又は給与支払証明書
- ④営業、農業、不動産及びその他事業等の所得がある方は、仕入、売上、必要経費等を確認できる帳簿、領収書等の関係書類
- ⑤配偶者等（家族）の収入がわかる書類
- ⑥社会保険料（国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料等）の領収書、国民年金保険料等を支払った旨を証する書類、生命保険料控除額証明書、地震保険料控除額証明書、障害者・療育手帳
- ⑦医療費控除を受ける方は、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」や医療機関等の領収書（社会保険、生命保険等で医療費の補填を受けた方は、補填された金額がわかる書類）
- ⑧寄附金（ふるさと納税など）控除を受ける方は、地方公共団体、又は各種団体等から交付された寄附金受領証明書（領収書）
- ⑨雑損控除を受ける方は、村が発行した「り災証明書」、修繕費に係る請求書、領収書、保険金支払通知書など（詳しくは、税務課まで事前にご連絡ください。）
- ⑩印鑑、申告者名義の取引先金融機関等口座番号のわかるもの（通帳）

★申告をしなかった場合

- ・税務課で発行する所得証明書等の各種証明書の交付が受けられません。
- ・国民健康保険・後期高齢者医療保険の加入者・介護保険第1号被保険者の方は、税額等の軽減対象であっても軽減されないことがあります。
- ・期限後の申告により所得金額が確定した場合は、住民税、国民健康保険税等もさかのぼって課税されます。

★その他

- ・個人あてに申告相談日の通知をしていませんので、各行政区の指定日をお確かめのうえご来場ください。
- ・収入及び経費については、申告相談日前に予め計算をしてお来場ください。
- ・医療費控除を受ける方は、医療機関ごと、受診者ごとに領収書等をあらかじめ仕分けし計算のうえご来場ください。健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」を持参する場合は必要ありません。なお、医療費控除額は10万円と、所得金額の5%のいずれか少ない方の金額より超えた金額が対象となります。
- ・所得税の確定申告書を直接税務署に提出した方は、村県民税の申告は必要ありません。
- ・非課税証明書の交付を受けようとする方は、申告が必要です。

申告にはマイナンバーが必要です！

- マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方
→マイナンバーカードをご持参ください。
- マイナンバーカードをお持ちでない方
→個人番号通知カード+運転免許証・健康保険証等本人確認書類をご持参ください。



◆問い合わせ先 税務課 ☎341-8513